

医療情報共有プラットフォームⅡ期構築に関わる

業務委託契約

総合評価一般競争入札

落札者選定基準

目次

1	基本的な考え方提案条件	2
1.1	提案内容の評価	2
1.2	入札価格の評価	2
1.3	総合評価の方法及び落札者の選定方法	2
1.4	有効数字	3
2	提案内容の評価（技術評価点）	3
2.1	配点方法	3
2.2	評価点の考え方	4
2.3	重み付けの考え方	4
2.4	技術評価点の計算	4
2.5	失格	4
3	入札価格の評価（価格評価点）	5
3.1	入札価格に対する配点	5
3.2	価格評価点の算定	5
3.3	失格	5
4	全体の点数配分	5

提案書等の評価にあたり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するため、技術面および価格面の2つの観点で評価する。

提案書等の記入については、資料8「医療情報共有プラットフォームⅡ期構築に関わる業務委託契約 総合評価一般競争入札 提案募集要件」により作成し、期限までに提出すること。

なお、この資料においては、価格が記載されているものは、全て消費税および地方消費税を除いたものである。

1 基本的な考え方提案条件

落札者選定に当たっては、大阪府立病院機構にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に提案価格の評価を加算する総合評価方式を採用する。

評価に当たっては、大阪府立病院機構が定める医療情報共有プラットフォームⅡ期構築業務委託契約落札者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮って評価点を採点し、総得点の最も高い者を落札者とする。

1.1 提案内容の評価

「提案書」の内容については、落札者選定基準採点表に基づき、「技術評価点」を与える。

1.2 入札価格の評価

「提案見積」の入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格評価点」を与える。なお、「価格評価点」については、入札価格が入札予定価格を超えた場合は、落札者とししない。

1.3 総合評価の方法及び落札者の選定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者の中から総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 以下については失格とする。
 - ① 企画提案審査資料の提出を行わなかった者
 - ② 仕様を満たさないことが明らかな提案を行った者
 - ③ 各提案項目において、企画提案審査資料の記載を行わなかった者又は落丁等により提出を行わなかった者
- (3) 総合評価点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
 - ① 以下の順で点数の高い者を落札者とする。
 - ・ 入札者それぞれの技術評価点が異なる場合は、技術評価点が高い者を落札者とする。

- ・ 上記 1.3. (3). ①の者について、価格評価点が異なる者が 2 以上ある場合は、価格評価点が高い者を落札者とする。
- ② 入札者それぞれの技術評価点及び価格評価点と同じ場合は、当該入札者の立会いのもと、くじ引きにより落札者を選定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 入札参加資格者に提案内容に関するプレゼンテーションの機会を与え、質疑応答を行う。このヒアリングに参加しなかった入札参加資格者の総合評価点は 0 点とする。

1.4 有効数字

「価格評価点」については、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

2 提案内容の評価（技術評価点）

2.1 配点方法

総合計を 200 点として、以下のとおり、分類ごとに配点する。

分類	配点
1. II 期事業推進に関する事項	
1.1. II 期事業のコンセプトの理解力	4
1.2. II 期事業推進上の課題の把握能力、問題解決能力	4
2. プロジェクト管理に関する事項	
2.1. 実施体制	4
2.2. スケジュール管理	4
2.3. 報告ルート	4
3. 事業実績に関する事項	
3.1. 地域医療ネットワーク構築業務の業務実績	4
3.2. 地域医療ネットワーク構築時のプロジェクト推進力	4
4. 必須要件の実現性について	
4.1. 処方箋送付	8
4.2. 処方箋受付/通知（調剤完了）	8
4.3. 保険薬局での Medical Gate 決済（I 期画面呼出）	8
4.4. 病院薬局・保険薬局間での変更調剤	8
4.5. 病院薬局・保険薬局間での処方、服薬改善レポート共有	8
4.6. 病院薬局・保険薬局間での薬品情報共有	8

4.7. 保険薬局の調剤システム連携基盤	24
5. 加点要件の実現性について	
5.1. 通知（診察前日）	16
5.2. 受付	16
5.3. 通知（診察呼出）	16
5.4. バイタル登録	8
5.5. 服薬登録	8
5.6. 医療情報参照（患者）	8
5.7. 医療情報参照（薬剤師）	12
5.8. その他	16
200 点	

2.2 評価点の考え方

- (1) 「2.1 配点方法」の評価項目単位の採点（評価採点）は、0～4での5階評価とする。

	基準	評価採点
①	非常に優れている	4
②	優れている	3
③	理解できる	2
④	低いレベルである	1
⑤	非常に低いレベルである	0

2.3 重み付けの考え方

分類の中に落札者選定基準採点表のとおり、評価項目を設定し、重要度に応じて、それぞれ重み付けを行う。

2.4 技術評価点の計算

技術評価点の算定は、以下の通りとする。

- (1) 評価点 = 評価採点 × 重み付け
- (2) 評価項目毎の出席評価委員の平均点による評価とする。小数点以下が生じた場合は、小数点第2位を四捨五入する。

2.5 失格

以下の場合失格とする。

- ・2. プロジェクト管理に関する事項の各項目において、1つでも1.0点

以下がある。

- ・ 4. 必須要件の実現性の各項目において、1つでも1.0点以下がある。
- ・ 5. 加点要件の実現性の各項目の合計点数が、20点以下である。

3 入札価格の評価（価格評価点）

入札価格の評価は、以下の手順に従って行う。

3.1 入札価格に対する配点

配点	200点
----	------

3.2 価格評価点の算定

価格評価点の計算は、以下の式で行う。

$$\text{価格評価点} = 200 \times \frac{\text{最低価格応札者の入札価格}}{\text{当該応札者の入札価格}}$$

3.3 失格

以下の場合には失格とする。

- ・ 見積額が上限額を超えている。
- ・ 別途提出を求める保守費用の見積額の5年間必要額が入札上限額を超えている。

4 全体の点数配分

技術評価点と価格評価点の配分は、1：1で、満点の合計を400点とする。

$$\text{総合評価点 400点満点} = \text{技術評価点 200点満点} + \text{価格評価点 200点満点}$$